

# 仕事と育児の両立を応援します！ その①

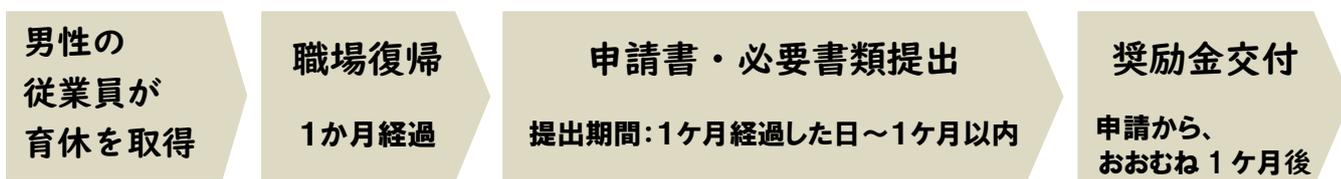
男性労働者の育児休業の取得促進と、子の看護等による休暇の取得促進を図ることで、子育て中の男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備し、子育てに対する男女共同参画の意識啓発を図るため、要件を満たした事業主に対し、下記の奨励金を交付します。

## 【男性の育児休業取得促進奨励金】

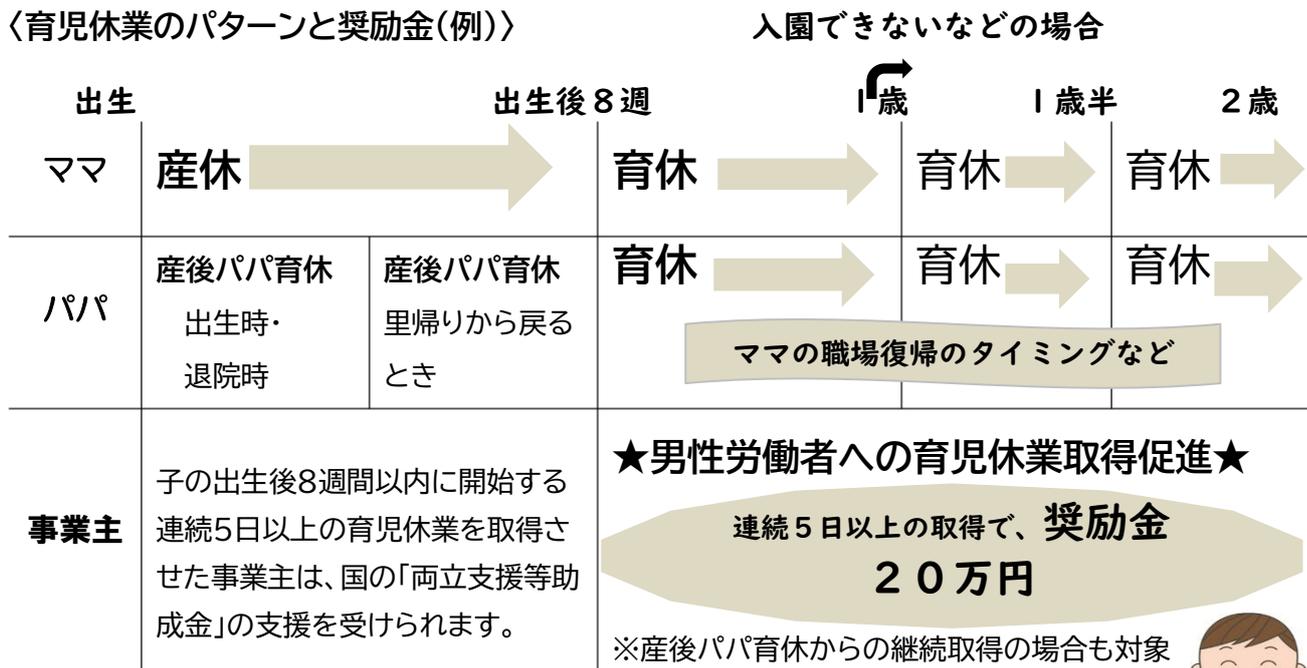
町内の事業所に勤務する町内在住の男性労働者に、2歳までの子の養育のため、※子の出生後8週経過後に連続した5日以上育児休業を取得させ、かつ、職場復帰後1か月以上雇用させた場合、男性育児休業を取得した者1人につき20万円の奨励金を事業主に交付します。

(※子の出生後8週間以内に育児休業を5日以上取得させた場合も含まれます)

### 〈手続きの流れ〉



### 〈育児休業のパターンと奨励金(例)〉



### 産後パパ育休と育児休業制度について

- 育児休業制度：こどもが1歳(最長2歳)になるまで、希望する期間取得でき、2回に分割も可能。
- 産後パパ育休：出生日から8週間以内に4週間まで取得でき、2回に分割取得も可能。

### 育休取得で収入はどうなるの？

- 雇用保険に加入している場合、育児休業給付金の支給を受けることができます。さらに、社会保険料も免除されます。手取り収入の実質約8割をカバーします。